



IASB の年次改善プロジェクトー小規模の変更か大幅な見直しか

PwC のグローバル・アカウンティング・コンサルティング・サービス・グループのシニア・マネジャー、Avni Mashru が国際会計基準審議会 (IASB) の「改善」プロジェクトの改訂案の範囲について説明し、当改訂案に対する PwC の見解を示します。

2007 年 10 月、IASB は最初の年次「改善」プロジェクトの公開草案を公表しました。このプロジェクトは、個別の公開草案の公表まで必要とされない、現行の基準に対する数多くの細かな修正であるものの、本質に係る改訂を行うために、効率的なプロセスを提供することを目的として行われているものです。

この公開草案には 41 の改訂があり、これらは 25 の基準に影響します。これは改善プロジェクトが対象とする範囲の広さを示しています。これらの改訂は、デリバティブの定義の大幅な変更から、当基準で用いられる用語に首尾一貫性を持たせるための小規模な修正に至るまで、改訂の内容は様々です。これらの 41 の改訂は、年次改善にしては数が多いように思えます。関係者は、この数字は、当プロジェクトのために蓄積されてきた小規模な改訂の「在庫」を示すものだと考えています。これは別として、当公開草案は、当初予定していた適用範囲を維持できたのでしょうか？

PwC が IASB に提出したコメント・レターは、改善プロジェクトの目的について全面的な支持を表明しました。しかしながら、このコメント・レターは、当公開草案のうちの 6 つが、本来当プロジェクトの対象外であったことに懸念を示しました。これらの 6 つは、個別に議論するに十分値する重要性があると思われるためです。

これらのうち、最も重要なのは、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に関する改訂です。この基準の改訂案は、企業が IFRS への準拠性についての明確かつ無条件の陳述書を作成できない場合に追加的な開示を行う規定を設けています。これは、例えば、企業が EU が採用する IFRS を適用し、それにより完全な IFRS との相違が生じる場合にも同様な扱いになります。そのような開示では、使用する基準と IFRS との間のそれぞれの差異、さらには完全な IFRS を適用した場合に報告されていたであろう財政状態および業績と比較してどのような違いが生じていたか、について質的な観点から説明しなければならないでしょう。

この開示により、財務諸表の利用者に有用な情報が提供されるかもしれません。しかしながら、この開示は、グローバルな規制当局および監査専門家の協力がなければ実施できない可能性があります。例えば、ある規制当局は、自ら承認あるいは適用した基準において、文言を容易に「削除」することができるため、新たな問題が発生します。このようなことから、この改訂は、年次改善の対象とされないようです。

さらに年次改善の対象外と思われる改訂として、IAS 第 39 号におけるデリバティブの定義の変更案があります。現在、このデリバティブの定義は、非金融の変数に応じて価値が変動する契約と契約当事者に特有の変数を有する契約を除外しています。この改訂は、非金融デリバティブに関する除外を廃止し、これらの契約を公正価値により測定されるデリバティブに分類するよう提案しています。この改訂は、支払われる利息が借り手の業績に依拠する貸付、あるいは支払額が賃借人に固有の業績指標に連動するリース契約など、多くの契約に影響を与えます。

この提案は、企業が事業リスクあるいはその将来における利益動向を公正価値で評価することになるため、大きな影響を与える可能性があります。この提案により、デリバティブの会計処理の概念は大幅に変更されると考えられます。現行の IAS 第 39 号におけるこれらの契約に関する会計処理は、契約の価値の変動に関して、公正価値による測定よりも適切な測定を提供します。

なお、他の 4 つの追加的な改訂も、それらが改訂案どおりに実施された場合には、類似の重要な影響を及ぼす可能性があると考えられます。4 つの追加的な改訂とは、子会社に対する支配持分を譲渡する計画がある場合の子会社資産・負債の分類を含む、

IFRS 第 5 号の改訂、賃借用に保有する資産に関する IAS 第 16 号の改訂(それに伴う IAS 第 7 号の改訂)、給付の受給資格に関する IAS 第 19 号の改訂、および広告宣伝費に関する IAS 第 38 号の改訂です。次回のプロジェクトまでに IASB が進めるべき課題は、小規模な改訂と大規模な改訂を明確に区別することです。大規模な改訂については、包括的な議論が必要と考えられます。

お問合せ： あらた監査法人(広報)

あらた監査法人

〒108-0014

東京都港区芝浦4丁目2-8

住友不動産三田ツインビル東館13階

電話:03-6858-0179(直通)

メールアドレス: aratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 ヶ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供してまいります。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.